

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和3年6月7日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

記

令和3年度芦屋市一般会計補正予算（第2号）

処分理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、営業時間短縮の要請及びまん延防止等重点措置の要請に応じた飲食店等に対して、県・市が協調して協力金を支給するための予算を補正する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第5号

令和3年度芦屋市一般会計補正予算（第2号）

別紙のように、令和3年度芦屋市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年4月23日

芦屋市長 伊藤 舞

## 令和3年度芦屋市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度芦屋市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,117千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,524,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳 入

### 歳 入

款	項
26 繰入金	01 基金繰入金
歳 入 合 計	

## 歳 出 予 算 補 正

補正前の額	補 正 額	計
千円 1, 773, 339	千円 72, 117	千円 1, 845, 456
1, 701, 715	72, 117	1, 773, 832
42, 452, 693	72, 117	42, 524, 810

### 歳 出

款	項
07 商工費	07 商工費
歳 出 合 計	

補正前の額	補 正 額	計
千円 142, 743	千円 72, 117	千円 214, 860
142, 743	72, 117	214, 860
42, 452, 693	72, 117	42, 524, 810

## 歳入歳出補正予算

### 1 総括表 歳入

款	補正前の額
26 繰入金	1,773,339 千円
歳入合計	42,452,693

## 事項別明細書

補正額	計
72,117 千円	1,845,456 千円
72,117	42,524,810

### 歳出

款	補正前の額	補正額
07 商工費	142,743 千円	72,117 千円
歳出合計	42,452,693	72,117

計	補正額の財源内訳			一般財源
	特定 国県支出金	地方債	その他	
214,860 千円	千円	千円	千円	72,117 千円
42,524,810				72,117

2 歳 入

(款) 26 繰入金

(項) 01 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節
				区 分
01 財政基金繰入金	1,445,215	72,117	1,517,332	01 財政基金繰入金
計	1,701,715	72,117	1,773,832	

金額 千円	説明
72,117	<input type="checkbox"/> 財政基金取りくずし追加

### 3 歳 出

(款) 07 商工費

(項) 07 商工費

目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	区 分
	千円	千円	千円	千円	
02 商工振興費	101,092	72,117	173,209	一般財源 72,117	12 委託料
計	142,743	72,117	214,860	72,117	

節			説 明
金額	細 節	金額	
千円 72,117	03 業務委託料	千円 72,117	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業に要する経費追加

## 令和3年度一般会計補正予算（第2号）について

### 歳入歳出予算

当初予算額： 42,393,243千円

現計予算額： 42,452,693千円 （+ 59,450千円）

補正額： + 72,117千円

補正後予算額： 42,524,810千円 （+131,567千円）

※（ ）内は当初予算額からの増減額

#### （補正額の内訳）

・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業 + 72,117千円 （+ 72,117千円）

補正額： + 72,117千円 （+ 72,117千円）

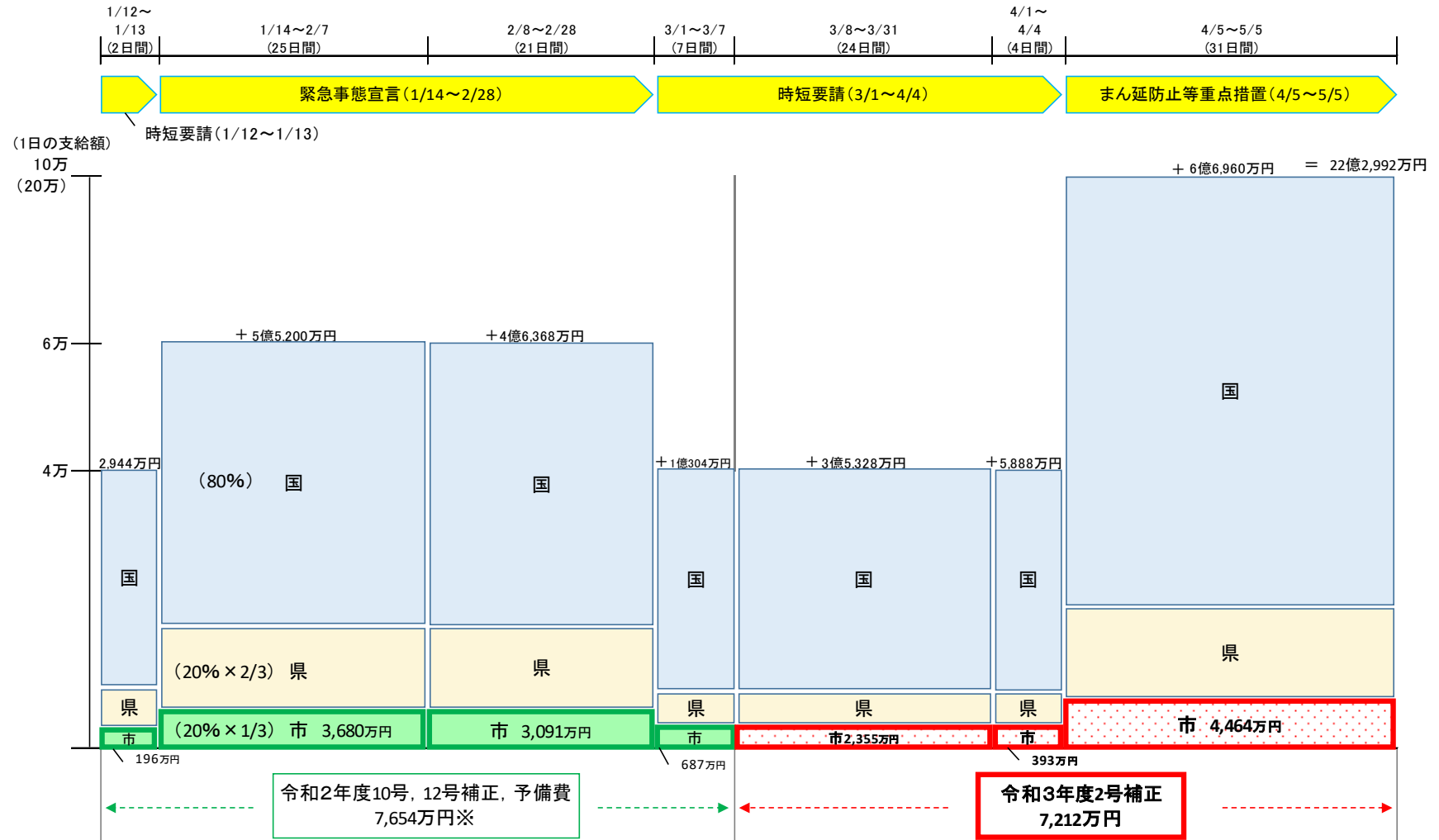
※（ ）内は市負担額

歳出科目	事業概要
商工費 - 商工費 - 商工振興費	令和3年3月8日から4月4日までの営業時間短縮の要請及び令和3年4月5日から5月5日までのまん延防止等重点措置の要請に応じた飲食店等に対して、県・市が協調して協力を支給するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年3月8日から4月4日までは一店舗当たり一日につき4万円</li> <li>・ 令和3年4月5日から5月5日までは一店舗当たり一日につき4～10万円（大企業は上限20万円）（一日あたりの売上高による）</li> </ul>



# 感染症拡大防止協力金事業について（補正第2号関係）

- 協力金に係る市の負担額 …… 3月8日から5月5日：7,212万円（3月7日までは令和2年度に予算を補正済）
- 1日当たりの支給額 …… 3月8日から4月4日：4万円（定額）  
4月5日から5月5日：4～10万円（大企業は上限20万円）（1日当たりの売上高による）



※令和3年度への繰越しを含む。